

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
5 年 第 7 号	5. 2. 17	<p>庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情</p> <p>近年、全国都道府県及び市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されている。</p> <p>その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告されているが、政党機関紙を、あまりに多くの管理職等の職員が購読している（させられている）ことに驚愕した。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員が8割近くにのぼったというのは、極めて深刻な状況である。新聞報道によると、全国自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんあるようである。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはならない。ところが、全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた（断れないので有料購読している）」という実情が報じられていることから、茨城県庁においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にすると共に、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してほしい。</p> <p>陳情項目</p> <p>① 住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報と預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにしてほしい。</p> <p>② 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、読みたい方は自宅を配達先として、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底してほしい。</p> <p>③ 議員の方々には、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購入するよう圧力をかけないようにする。</p>	個人	総務企画

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>④ 職員が声をあげにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査する。</p> <p>⑤ 職員が議員による政党機関紙勧誘に「圧力を感じている」事実が明確ならば、それはパワハラにあたる。また、職員が勧誘を拒否したり、購読を辞めた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようである。声をあげにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなど対応してほしい。</p>		